

事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただいまから第19回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
	(午前10時 開会)
事務局長	会長からご挨拶がございます。
	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は24名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。 次に、前回11月10日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第19回総会までの業務報告書をご覧願います。 初めに、11月10日ですが、第18回農業委員会総会を委員20名、推進委員3名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。 11月12日には、令和3年度県南地区農業委員会会長会研修会が開催され、会長と私が出席しております。視察先でございますが、現在、建設中でございます成瀬ダムを見学してまいりました。 そして、12月2日には、先ほど会長の挨拶にもございましたとおり、全国農業委員会会長代表者集会が東京のメルパルクホールで開催され、会長が出席しております。 その他の案件につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。 また、資料にはございませんが、本日、総会開催前の午前9時より役員会を開催しております。決定事項につきましては、後ほど総会の中のその他のことご報告させていただきたいと思います。 それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。
議長	本日の会議を開催します。 初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、17番、佐々木忠永委員、18番、佐藤吉男委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議長	議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 令和3年12月8日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議長	事務局の説明を求めます。
参与	

2ページ、3番をご覧ください。

農地の所在は、高関上郷の〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、1筆です。贈与による所有権移転です。

申請理由につきまして、○○さんはこれまで耕作をお願いしていた方から経営を縮小したいとの申出があり、来年からの耕作を断られてしまいました。自分は高齢であり、農地の管理が難しいことから、無償でも構わないので処分したいと考え、近隣に住んでいる昔からの知人である○○さんにその旨、話を持ちかけ、○○さんがこれに応じたものです。

17ページ、15番をご覧ください。

農地の所在は、大仙市高梨〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田1筆、合計、田2筆、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

新規の使用貸借権設定です。

借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、27歳です。

理由といたしまして、○○○○さんは、現在アパートに居住しているため、住所は違いますが、○○○さんと親子の関係です。息子の○○さんは、今後、次世代人材投資事業の補助金申請を予定しており、当該事業につきましては、農業経営者になることが要件となっていることから、このたび父親所有の農地を3条使用貸借により5年間借り受けるものです。

なお、当該農地には、ネギを作付する予定と伺っております。

20ページ、21ページの18番の説明をいたします。

新規の使用貸借権設定です。

申出理由といたしまして、申請の農地について、これまで相続の手続を進めておりましたが、このたび遺産分割協議が終わり、貸付人の○○さんが相続することとなりました。現在、○○さんは農業者年金の経営移譲年金を受給しており、当該農地について同様に後継者である息子の○さんへ3条使用貸借により経営移譲するものです。

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました3件のほかに、有償所有権移転2件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の新規2件、更新10件がございます。

25ページから26ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長	説明が終わりました これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (賛成者举手)
議長	ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。
令和3年12月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局の説明を求めます。

参 与

27ページ、1番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料の1、2ページになります。

所有権移転の案件です。

転用する農地は、神宮壹〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畠、面積〇〇〇平方メートルです。

申請理由につきましては、譲受会社は電子部品の製造、組立てを行っていますが、今回、事業拡大のため駐車場の拡張を計画したものです。

売買価格については、総額○○○円、1平方メートル当たりに割り返しますと○○○○○円になります。

また、第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4項により、この駐車場は業務上必要と認めた結果に付随して、そのうちの一部地蔵堂を構成して、その上に判断されたものと

重要な設備や集落に接続していることから、立地基準を満たしているものと判断いたします。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたします。

続けて「²乗を³説明」します

資料は3ページ、4ページになります。

転用する農地は、長野○○○○○
贈与による所有権移転の案件です

申請理由につきましては、譲渡人の○○○○さんと譲受会社の○○、○○○○さんは親子で、譲受会社である○○○○○○○○の共同代表であります。譲受会社は建設業を営んでおり、事業拡大のため、会社が使用している既存の資材置場が手狭となったことから、役員が所有する農地に資材置場と車両置場の設置を計画したものです。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。

	案件 1 番についてお願ひします。
齊藤委員	9 番、齊藤です。 平面図をご覧になつていただければお分かりのように、既存の工場の用地に 3 方向に囲まれた申請地になります。隣接する畠にも何ら影響もないものと確認してございますので、ご報告申し上げます。
議 長	ありがとうございます。 案件 2 番についてお願ひします。
玉井委員	2 番、玉井です。 先月 30 日に現地のほうを確認してきました。申請地は現在、作付けをしていない状況でした。施工するのも、周りを擁壁で囲つてするということでしたので、問題ないかと思われます。よろしくご審議お願ひします。
議 長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願ひ申し上げます。
議 長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第 3 号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 3 年 1 月 8 日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	議案第 3 号の案件 1 番を議題とします。 本案件は○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第 28 条の規定により○○委員の退席を求めます。 (○○委員 退席)
議 長	事務局より説明を求めます。
参 与	

所有権を移転する農地は、大仙市花館〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田2筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

売買価格は、10アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、当該農地は現在、○○さんが借り受けて耕作しておりますが、○○さんは自分の経営地から離れたこの農地を処分したいと考えておりました。そこで売買を持ち掛けたところ、○○さんがこれに応じたものです。

ただいま説明した案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
----	--

議長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員 入場)

議長 次に、議案第3号の案件22番と23番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員の退席を求めます。
(○○委員 退席)

議長 事務局より説明を求めます。

参 与

37ページの22番から38ページの23番について、設定を受ける方が同一の方ですので、一括で説明させていただきます。

37ページの22番についてご説明いたします。

続きまして、38ページの23番です。

利用権を設定する農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、1筆です。

設定期間は5年、賃借料は10アール当たり〇〇円です。

なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
(○○委員 入場)

議長 次に、議案第3号の案件126番を議題とします。
本案件は○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、
○○委員の退席を求めます。
(○○委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

参 与

106ページの126番について説明いたします。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

秋田市山王4丁目1番2号、公益社団法人、秋田県農業公社が借り受けます。

期間は10年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円で、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。

申請理由といたしまして、当該農地はこれまで所有者が耕作をしていましたが、高齢により農業を続けることが難しくなったため、〇〇に相談し、貸し付けることになったものです。

ただいま説明した案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

長 | 説明が終わりました

これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

119ページから120ページの133番から134番を一括で説明させていただきます。

農地中間管理機構を活用した一括方式による新規の賃貸借権の設定です。

設定期間は、133番が10年間、134番が17年9か月です。

賃借料は、133番が10アール当たり○○○○○○○円、134番は10アール当たり○○○○○円から○○○○○円と幅がありますが、今まで相対の賃貸借契約をしていた農地が○○○○○円、そのほかの農地は耕作条件を考慮した契約の設定となってございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員が賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○委員の入場を求めます。
(泉委員 入場)

議長 次に、議案第3号の案件2番から21番、24番から125番及び135番から184番までを議題とします。

議長 事務局の説明を求めます。

参 与

28ページの2番を説明いたします。

売買価格は総額○○○円で、10アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、当該農地は現在、○○さんが一部を借り受けて耕作していますが、○○さんは県外に移住するに当たり、全て処分したいと考えておられました。そこで売買の相談をしたところ、○○さんがこれに応じたものです。

なお、価格が低く設定されておりますが、これは農地以外の宅地の処分や古くなった家の解体などについても、○○さんに全て依頼したためです。

31ページから32ページの9番をご覧ください。

売買価格は10アール当たり〇〇円で、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由といたしまして、この農地は〇〇さんの自宅から離れているため、耕作不便な状態でした。年齢のこともあります、これから耕作していくことに不安があるため、〇〇さんはこの農地を処分したい

と考え、近隣を耕作する○○○さんに売買の相談をしたところ、○○○さんがこれに応じたものです。

32ページ、10番を説明いたします。

所有権を移転したい農地は、大仙市寺館〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル外、畠1筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。

売買価格は総額で〇〇円、10アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇円です。

申出理由といたしまして、当該地はもともと○○さんの兄の所有であり、この方から頼まれて長年、○○○○○が管理しながら使用してきました。双方で売買の形が進んでおりましたが、その途中でこの所有者の方が亡くなり、○○さんがこのたび当該地を相続し、改めて売買の話がまとまつたものです。

売買金額が安くなっていますが、○○さんは千葉県在住で、兄から相続したものはただでもいいから処分をしたいと要望があり、○○○○○が申し出たこの金額に合意したものです。

33ページ、13番をご覧ください。

売買価格は総額○○円、10アール当たりに割り返しますと約○○○○○円となります。

申出理由といたしまして、○○○○さんは労働力不足による経営規模の縮小を考えており、自身の体調不良により昨年度から自己保全している農地を処分したいと考え、ただでもよいので引き受けてもらいたいと農地の近隣で農業を行っています○○○さんに相談したところ、○○さんから自己保全の農地なので、相場を踏まえて買い受けるという申出があったものです。

39ページの26番と27番について、関連がありますので、一括して説明いたします。

26番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、大仙市四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畠、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

続いて、27番です。

利用権を設定する農地は、大仙市四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル外、畑1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

契約期間は5年、賃借料は総額○○○円です。

申請理由といたしまして、○○さんは新就農者で経営規模の拡大を目指しておりますが、経営地の近くに耕作されていない農地があったことから、今般これを借り受けて畠として利用することにしたものです。

なお、賃借料が低く設定されておりますが、これは当該農地が長年耕作されておらず、再生に時間と労力がかかるため、3筆を合計〇〇〇〇〇円で借り受けました。

議案には〇〇〇〇〇円の半額でそれぞれ総額〇〇〇円と表記しております。

62ページ、63番を説明いたします。

新規の利用権設定です。

設定期間は2年11ヶ月、賃借料は総数米〇俵です。

申請理由として、○○さんはもともと別の方に貸し付けておりましたが、高齢を理由に更新を断られ、○○○○○○○○に相談したところ、近隣を耕作している○○○○○○○○が自ら申し出てくれたものです。

設定期間が2年11か月となっているのは、11月総会で同じ理由で議決された隣接地の案件と周期をそろえたもので、賃借料が安くなっているのは、以前の契約内容などを考慮し、○○さんから申し出があったものに○○○さんが同意したものです。

76ページ、84番と86ページ、96番は、関連がありますので、一括でご説明します。

まず、84番。

利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畠、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。新規の賃貸借権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○さんです。

契約期間は、次にご説明します96番の更新の周期に合わせたため、2年1か月、10アール当たりの賃借料は○○○○○円です。

次に、86ページ、96番です。

期間満了に伴う利用権設定の更新です。

利用権を設定する方は、先ほどと同じく〇〇〇〇さん。

利用権の設定を受ける方は、同じく○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○さんです。

契約期間は2年、10アール当たりの賃借料は○○○○○円です。

なお、賃借料につきましては、○○さんからは高齢であり、後継者もおらず、耕作してもらえるのであれば無償でよいと申出がありました。○○○さんは少額ではあるものの、10アール当たり○○○○円で契約したいと申し出て、○○さんが了承したものです。

続いて、84ページ、92番をご説明します。

新規の使用貸借権設定です。

契約期間は5年です。

理由といたしまして、○○さんは県外在住で、農地を自身で管理することができないことから、○○さんに草刈り等の保全管理をお願いしておりました。今回契約する農地は、区画が狭く、また表土が少ないので耕作条件がよくないことから、長年保全管理のみされておりました。今後、農地の改善に時間と費用がかかることから、双方合意の上、5年間の使用貸借で話がまとまりました。

120ページ、135番から154ページ、184番までをご説明します。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

120ページ、135番。

利用権を設定する農地は、大仙市大曲〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○

10アール当たり賃借料につきましては、田が使用貸借から〇〇〇〇〇〇〇円、畠も使用貸借から〇〇円と幅があります。これは圃場条件やこれまで賃貸借していた経緯などの理由が考えられます。設定期間は全て10年に設定されています。

153番から155番の使用貸借の案件ですが、153番は採草放牧地として使用し、土地所有者の○○○さんも土地が荒れないように管理してもらえばよいという思いから使用貸借となつたもので、154番、155番は、土地の条件が悪く、管理する労力を考慮して使用貸借となりました。

ご説明いたしました以外の1件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認くださるようお願ひいたします。

議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました60件のほかに、所有権移転16件、賃貸借権設定の新規42件、更新54件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田では10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇円、畑では10アール当たり〇〇〇円から〇〇〇円と幅がございます。これは圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権の設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。田の低いほうでは10アール当たり10000円から10円、畑では10アール当たり10000円から100000円と幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられます。契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
----	--

議長 ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することと決定しました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。

報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和3年12月8日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長 事務局より報告願います。

参 与

155ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名を順に読み上げます。

1番、大仙市清水字丙泉158番地、農事組合法人茶屋子、代表理事、佐々木喜清。

2番、大仙市協和峰吉川字西窪37番地24、農事組合法人エコフレンドリー秋田、代表理事、伊藤和廣。

以上、2法人から報告がありました。

詳細につきましては、156ページから161ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適確法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 以上、報告といたします。

議長 これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かございませんか。

参与 それでは、私のほうから2つほどご説明いたします。

まず、1つ目ですが、皆さんご存じのとおり、毎年1月の総会終了後に、市長をはじめ市当局や議長外、市議会議員の皆様をお招きいたしまして、新春懇談会を盛大に開催しております。しかし、昨年度から新型コロナウイルスが拡散し始め、今でも収束の見通しが立っていない状況にあります。

そういった状況を考慮しまして、役員会を開催し協議した結果、今年度の新春懇談会を中止することに決定しましたので、お知らせいたします。

続いて、2つ目ですが、先日の総会で、米の生産費について、10アール当たりどれくらいになるのかというご質問をいただきました。そこで、事務局のほうでいろいろと調べてみたので、その結果をご報告させていただきます。

お配りしました資料をご覧願います。

まず、資料1についてですが、これは2021年11月19日に全国農業新聞で掲載された記事でございまして、農林水産省が2021年10月29日に公表した2020年産米生産費の調査結果でございます。

この調査結果によると、全国平均で10アール当たり12万9,186円となっております。生産費の中で最も割合を占めるのは農機具費となっておりまして、次いで賃借料、作業料金、肥料費の順となっております。

詳細につきましては、記事に記載されてあるとおりでございます。

次に、資料2についてですが、これは東北農政局が2021年10月29日に公表した2020年度東北管内米生産費の調査結果でございます。先ほどご説明しました資料1につきましては全国の平均値でございますが、こちらの資料2につきましては、秋田県を含む東北6県の平均値でございます。

この資料によると、東北地域では、10アール当たり11万8,406円となっております。

詳細につきましては、お配りしました資料に掲載されてあるとおりでございます。

また、農林水産省のホームページにも掲載されておりますので、後でご覧になっていただければと思います。

なお、都道府県別の生産費につきましては、東北農政局に確認しましたところ、来年3月頃に公表する予定とのことでした。

私のほうからは以上です。

参与 すみません、私のほうからも1つ、ただいまお手元に本日の魁新聞の記事を配付させていただきました。

既にご覧になっている方もいらっしゃると思いますが、市では米価の下落に関しまして、その対応としまして、10アール当たり3,000円を支給するというような

内容を、ただいま開会中の12月議会のほうに補正予算を追加議案として提案しております。

議会の日程でございますが、12月16日が最終日となっておりますので、16日に採決されまして決まるということになろうかと思います。

内容につきましては、まだよく詳しくは分からなくてすみません。新聞記事のままでございましたので、もっと詳しく本当はお知らせすべきかと思いますけれども、手元にちょっと事業説明したものがございますので、お配りはできないですけれども、簡単に説明します。

給付の対象となる方は、令和3年7月1日において市内で住所、事業所を有する農業経営体であること、主食用米の作付面積が30アール以上で、3反歩ですね、販売実績がある経営体、そして3年度の経営所得安定対策の方針に参画し、JAまたは主食集荷業者に出荷する経営体、そして次年度以降も引き続き需要に応じた米の生産に取り組む経営体というふうな形で、対象としているようでございます。

ただいま申し上げた要件を全て満たすということになっているようですが、あと、いずれ引き続き次年度も作付して経営を続けるという方を対象にされているようですので、詳しい内容は、この新聞以上にこちらの事業説明ではあったと、私もちょっと詳しく分からなくて申し訳ございませんが、いずれ12月16日には議決され、補正予算が通るという形になると思います。

以上でございます。

議長

皆さんのはうから何かありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、以上をもちまして第19回の大仙市農業委員総会を閉会します。本日はご苦労さんでした。

(午前11時 閉会)